

納税のご案内

●市税の納付場所

佐倉市役所内千葉銀行派出所、出張所・派出所・市民サービスセンター、佐倉市内に店舗を持つ地方銀行や信用金庫の本店・支店と千葉みらい農業協同組合等で市税を納めることができます。

また、納期限内であれば、コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行・郵便局（千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）でも納付できます。

※詳しくは 52 ページの一覧表をご覧ください。

休日でも納付できます。

佐倉市民サービスセンター、西志津市民サービスセンターでは土曜日、日曜日に市税を納付することができます。（月曜日、祝日、年末年始は休み。9時から17時まで）

●地方税統一 QR コード（eL-QR）

個人市（県）民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）・国民健康保険税の納付書には「地方税統一 QR コード（eL-QR）」を記載しています。これにより、全国の多くの金融機関窓口において納付ができるようになるほか、ご自宅のパソコンやスマートフォンを使用して、クレジットカードやスマートフォン決済による納付もできるようになります。

利用可能な金融機関やスマホアプリ等、詳細につきましては

「地方税お支払サイト」及び「佐倉市ホームページ」をご覧ください。

地方税お支払サイト〔<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>〕①

佐倉市ホームページ〔<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/saikenkanrika/28/18132.html>〕②



●期限内納付にご協力を

市税は、福祉・教育・土木事業等、住みよいまちづくりを進めるための貴重な財源です。

市政の円滑な推進に市税が有効に活用されるよう期限内納付にご協力ください。

なお、市税の納付を忘れて納期限を過ぎますと督促状が送付されます。また、本来納めるべき税額以外に延滞金もあわせて納めていただくことになります。

■口座振替制度

市税は、簡単な手続きでご指定の口座から振替ができます。納め忘れもなくなりますので、口座振替のご利用をおすすめします。

●ご利用できる市税

個人市（県）民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

●ご利用できる金融機関等

市内に本店・支店を持つ金融機関や全国のゆうちょ銀行等で口座振替制度がご利用できます。

※詳しくは 52 ページの一覧表をご覧ください。

●お申込み方法

口座振替依頼書は、市内の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）及び佐倉市役所債権管理課窓口にございます。納税通知書、預貯金通帳、届出印をご持参の上、手続きを行ってください。

（固定資産を共有名義でお持ちのかたは納税通知書ごとのお申し込みが必要です。）

市内の金融機関等の窓口での手続きが難しい場合は、債権管理課まで口座振替依頼書をご請求ください。

口座振替の開始はお申込日から原則として 2 か月目以降の納期限のものからです。間に合わない納期については納付書でご納付ください。

（ご注意）

- ・相続等で納税義務者や共有者が変わる場合、再度口座振替の申し込みが必要になります。
- ・振替口座の変更・解約（停止）する場合、手続きが必要です。
- ・振替納付方法が全期前納のかたで、年度途中で税額が変更になったときや第 2 期以降から課税されたときは、納期ごとに振替をします。翌年度は全期前納による振替を再開します。
- ・振替納付方法が全期前納のかたで、振替不能となった場合、第 2 期以降は納期限ごとに振替します。翌年度は全期前納による振替を再開します。
- ・残高不足等で振替ができなかった場合、振替のできなかった理由を記載した納付書を送付いたしますので、ご納付ください。

■自主納税と滞納処分

●自主納税

市税は、定められた期限までに納税者のかたに自主的に納めていただくようお願いします。

市税を滞納すれば納税者にとっても不利益となりますが、市としても滞納整理のために多大な費用を要します。市税を有効に活用するため、自主納税に是非ご協力ください。

●市税の滞納

納期限までに市税を納めないことを滞納といいます。滞納になりますと、まず督促状をお送りします。さらに文書、電話等で催告します。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額の他に延滞金が加算されます。

●滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納めていただいたかたとの公平を保つため、やむを得ず財産（給与、預金、不動産等）を差押え、さらにこれらの財産を公売する等の滞納処分を行います。

こんな場合は納税相談をご利用ください

納税者が被災したり病気にかかった場合、あるいは事業に著しい損失を受けたとき等、やむを得ない理由で納税が困難な場合はお早めにご相談ください。

一定の要件に該当する場合、猶予制度の適用を受けることができます。

問い合わせ先 債権管理課 Tel.043-484-6118

Q&A

○納税したのに督促状が送られてきたのですが・・・

Q 3日前に市内の銀行で軽自動車（種別割）税を納めましたが、今日その分の督促状が届きました。どうしてでしょうか。

A 督促状は、納期限内に納めていない納税者のかたに発送しています。金融機関で納めた場合、納付確認ができるまで最長で2週間程度かかりますので、行き違いで督促状が発送される場合があります。

※ゆうちょ銀行・郵便局や市外の銀行で納めた場合は、市内の銀行で納めた場合と比較して納付の確認に日数を要します。

○滞納したままにしていたら・・・

Q 事情があって納税が遅れています。市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分について書かれていますが、このまま滞納しているとどうなるのでしょうか。

A 法律上では「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押えなければならない」と定められています。

しかし、何らかの事情により納付できなかったときのことを考慮して、督促状発送後にも、文書催告等を行っています。それでも納付がなされない場合は、納期限までに納めていただいたかたとの公平性を保つため、また大切な市税を確保するために、財産（給与、預金、不動産等）の差押え、さらに差押財産の換価等の滞納処分を行います。

事情があって納税が遅れる場合は、お早めに納税相談をご利用ください。

市税の納期

納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月
税目													
個人市(県)民税	普通徴収			第1期		第2期		第3期			第4期		
森林環境税	特別徴収	徴収した月の翌月10日まで ※1											
法人市民税	中間(予定)	事業年度の開始の日から6か月を経過した日から2か月以内											
	確定	事業年度終了の日から2か月以内											
固定資産税・都市計画税		第1期			第2期					第3期		第4期	
入湯税		入湯のあった月の翌月15日まで											
軽自動車税	種別割		全額										
	環境性能割	車両番号の指定を受けるとき等(ただし、当分の間は千葉県が賦課徴収を行います)											
市たばこ税		売り渡した日の翌月末日まで											
鉱産税		採掘した翌月15日から末日まで											
国民健康保険税					第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

※1 給与天引 6月から翌年5月までの12か月で徴収します。

◎納期限(各納期の最終日)が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、納期限は翌平日となります。

◎口座振替をご利用のかたは、納期限が振替日になります。

納付及び口座振替が利用できる金融機関等 ※2

銀行	窓口納付・口座振替	千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行
	口座振替のみ	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行
信用金庫	千葉信用金庫・東京東信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫	
組合	千葉みらい農業協同組合	
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行・郵便局 ※3	
コンビニエンスストア	セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、MMK 設置店 ※4	

※2 合併等により金融機関名等に変更が生じる場合があります。また、eL-QR 対応の納付窓口・クレジットカード事業者・スマートフォン決済事業者等は掲載しておりません。詳細につきましては「地方税お支払サイト」(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

※3 千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合は、専用の払込用紙が必要となります。必要なかたは、債権管理課にご請求ください。

※4 以下の納付書はコンビニでは利用できません。

- ・納期限(指定期限)が過ぎているもの
- ・汚れや破損等によりバーコードが読み取れないもの
- ・バーコード印字がないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額の訂正があるもの